

# その作業!

## 作業指揮者は選任していますか?



法令では、**一定の荷役作業**について作業指揮者の選任を義務付けています。

### 一定の荷役作業とは…

- 1 車両系荷役運搬機械等を用いて作業  
 ➡ **車両系荷役運搬機械等作業指揮者**（労働安全衛生規則第151条の4）  
 ※車両系荷役運搬機械等は、フォークリフト、貨物自動車等7種類の機械
- 2 貨物自動車等に、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを積む又は卸す作業  
 ➡ **積卸し作業指揮者**（労働安全衛生規則第151条の70）



一つの荷が100kg以上で人力等による貨物自動車等への積卸し作業



一つの荷が100kg以上で車両系荷役運搬機械等を用いる積卸し作業



車両系荷役運搬機械等を用いての荷役運搬作業（例：横持ち、はい替え等）

※この作業の場合は、車両系荷役運搬機械等と積卸し作業指揮者がそれぞれ必要ですが、両方の作業指揮者を兼務することができます。

【作業計画に基づく作業の指揮】

作業指揮者は、労働安全衛生規則151条の3に定められた「作業計画」に基づき、作業の指揮を行わなければならないと定められています。



**作業計画**は、車両系荷役運搬機械を用いて作業をする際に作成必須です！



**作業計画に示すべき事項**

① 何を運ぶのか

運搬する荷の種類・重量・形状



④ どこで行うのか

◆ 作業場所 ◆ 運行経路 ◆ 通路



② いつまでに行うのか

作業の実施時期・運搬期限



⑤ 誰が行うのか

◆ 作業員 ◆ フォークリフト運転者



③ 何を使うのか

フォークリフトなど使用する荷役運搬機械



⑥ どのように行うのか

◆ 作業手順 ◆ 接触防止などの災害防止対策



**作業計画の未作成により、このような災害が発生するおそれがあります。**



フォークリフトの走行範囲が未決定のため、プラットフォームから転落する災害



テールゲートリフターの作業手順が未作成のため、荷と共に転落する災害

**労働者の命を守るため、作業計画を作成しましょう！**

